

2020 年度

# 事業計画書

自 令和 2 年 (2020) 4 月 1 日

至 令和 3 年 (2021) 3 月 31 日

公益財団法人 日本ライフセービング協会  
JAPAN LIFESAVING ASSOCIATION  
( J L A )

## 目 次

### 【公益目的事業】

- < 1 > 監視救助事業
- < 2 > 資格認定事業
- < 3 > 安全・防災教育・環境保全事業
- < 4 > 競技推進事業
- < 5 > 国際交流事業
- < 6 > 広報活動事業
- < 7 > その他の事業

### 【その他の事業】

- < 1 > 認定ライフセーバー養成のための資格認定事業

## 【公益目的事業】

ライフセービングに関する公益目的事業として、海岸・プール等をはじめとする全国の水辺の事故防止に向けた安全教育、監視・救助、防災・防災教育、環境保全等を行うライフセービングの普及・啓発及び発展に関する事業を行う。

### < 1 > 監視救助事業

#### 1. 監視救助業務

(1) 監視救助事業とは、海岸や河川、プール等の水辺に海水浴客やスポーツイベント等の来客が訪れた際、その監視と救助を行う事業であるが、本協会では静岡県、東京都、和歌山県内の自治体から各海水浴場の監視救助活動業務の依頼を受けて事業を実施している。さらに、その他の自治体については、都道府県協会又は各クラブがその依頼を受けて事業を実施しており、本協会はそれらについては管理監督のみを行っている。ただし、今後は迅速な対応が求められることなどから、都道府県協会や各加盟クラブが事業を実施する形態に順次移行していく方針である。

- ・実施機関：日本ライフセービング協会
- ・実施主体：日本ライフセービング協会、都道府県協会及び加盟クラブ
- ・実施・開催頻度：7月～8月のうち約60日間
- ・実施・開催時期：7月～8月
- ・実施・開催場所：東京都内10海水浴場、静岡県内15海水浴場、和歌山県内1海水浴場

(2) スポーツイベント（\*オープンウォータースイミングやトライアスロン、水泳等）の監視とその救助を行う。

\*「オープンウォータースイミング」海、川、湖など、自然の水の中で行なわれる長距離の水泳競技であり、国際水泳連盟が定める競技規則のもと国際的に統一されたルールで行われ、遠泳とは異なる。OWSと略す。

- ・実施機関：日本ライフセービング協会
- ・実施主体：日本ライフセービング協会及び都道府県協会
- ・実施・開催頻度：通年
- ・実施・開催時期：通年
- ・実施・開催場所：全国各地のスポーツイベント会場

#### 2. 水辺の溺水事故防止に向けた調査研究

ライフセービングレポート（全国パトロール統計）の集計および、レスキューレポート、疾病者等記録票の検証とフィードバック、水浴場調査を実施する。本協会に加盟するライフセービングクラブが全国において監視救助活動を行った結果を集計し、それを公表することで水辺の溺水事故防止につなげる事業である。結果は例年本協会の事業報告書により公表され、2018年度においては報告海水浴場計200か所、たずさわったライフセーバー総数は46,019人、パトロール延べ時間は357,123時間であった。

- ・実施機関：日本ライフセービング協会
- ・実施主体：日本ライフセービング協会及び都道府県協会
- ・実施・開催頻度：7月～8月のうち約60日間
- ・実施・開催時期：7月～8月
- ・実施・開催場所：全国約200海水浴場

#### 3. 監視救助活動の推進に向けた器材等配備支援

全国のライフセーバー及びライフセービングクラブに対して、監視救助活動で利活用する器材等の配備を行う。有償で支援を行っているが、原価及び管理経費による支出のため利益を伴う事業ではない。

(1) 監視救助用ユニフォーム等の配備支援

- ・対象：本協会認定資格所有者

- ・内容：パトロールユニフォーム、パトロール水着等
- (2) 監視救助用器材等の配備支援
- ・対象：加盟クラブ
  - ・内容：レスキューチューブ、レスキューボード、IOT 等を活用した監視救助システム
  - ・実施機関：日本ライフセービング協会
  - ・実施主体：日本ライフセービング協会及び都道府県協会
  - ・実施・開催頻度：通年
  - ・実施・開催時期：通年
  - ・実施・開催場所：全国各地の海水浴場、プール、スポーツイベント会場等

#### (助成及び協賛等について)

以下の事業は、日本財団助成申請事業である。

監視救助用器材等の配備支援

- ・対象：都道府県協会及び加盟クラブ
- ・内容：レスキューチューブ、レスキューボード、IOT 等を活用した監視救助システム
- ・助成金申請額：レスキューチューブ、レスキューボード 14 百万円  
IOT 等を活用した監視救助システム 35 百万円

- ◇ 事業費規模：「監視救助事業」 195 百万円
- ◇ その他対価収入の有無 なし

## < 2 > 資格認定事業

以下の資格認定講習会、更新講習会及びライフセービングサポーター講習会は「JLA アカデミー」と称する教育機関が実施する。JLA アカデミーは、本協会が有する水辺の事故防止や人命救助に関する専門的・総合的な技術や技能、知識等を身に付けるための機会を広く社会に提供することを目的としている。また、その目的を達成するため体系的な資格認定プログラムを有している。

### 1. 資格認定講習会の開催

本協会では、誰もが身につけるべき「自分自身を守る、溺れないためのプログラム」「もしも隣で人が倒れた場合の対処を学ぶプログラム」から、「実際に事故を未然に防ぎ、溺者を助ける救助技術」まで、水辺の悲しい事故をゼロにするための資格講習会を開催しており、それぞれのコースについての資格認定をしている。

- \* 当該資格認定事業では、ライフセーバーを養成することを目的としていない。広く人命救助と水辺の悲しい事故の減少に資するための資格認定講習会である。
- \* ライフセーバーの認定についてはウォーターセーフティ及びBLS(CPR+AED)の両コースを取得し、さらに上位の知識、技能を得るための講習の受講が必要であり、不特定多数の者の利益の増進に寄与する事業とは言えず、またライフセーバーの人員確保という相互扶助の面から、その他の事業(相互扶助等事業)として実施する。

### 資格認定講習会及び更新講習会等の開催

以下の資格認定講習会を開催し資格の認定を行う。また、資格取得者に対して更新講習を実施する。2種類の講習を実施する。

- (1) \* BLS (CPR+AED) コース
- \* BLS・・・Basic Life Support (一次救命処置)  
心肺蘇生とAED、気道異物の除去の3つを合わせてBLSという。
  - \* CPR・・・cardiopulmonary resuscitation (心肺蘇生法)  
質の高い心肺蘇生とAED等の修得を目指し、人命救助、傷病者の「社会復帰」を目標に講習を実施する。

(2) ＊ウォーターセーフティコース

＊水辺において自身を守ることでできる知恵や技能のこと。

水辺における活動やアクアスポーツ等の中で自らの安全を確保し、ライフセービングの最も基礎となる知識と技術を備え、水辺の事故を防止することを目的とし実施する。

○資格「更新」認定基準

(1) 公益財団法人日本ライフセービング協会認定の資格を有すること。

(2) 水辺の事故防止及び救命等を目的に行われる資格講習会等を通じて、公益財団法人日本ライフセービング協会が同等認定として認める専門的知識及び技術を満たす資格を有すること。

- ・実施機関：日本ライフセービング協会
- ・実施主体：日本ライフセービング協会、指導員、都道府県協会及び加盟クラブ
- ・実施・開催頻度：通年
- ・実施・開催時期：通年
- ・実施・開催場所：全国約 400 講習会会場で約 6,000 件の資格を発行

2. ライフセービングサポーター講習会の開催

子どもの保護者や民間スポーツクラブのインストラクター、学校教員に向けた安全教室として、企業研修、学校の授業として広く一般の要望に合わせた各種安全教育プログラム「ライフセービングサポーター講習会」を実施する。プールでのウォーターセーフティや AED、応急処置などの体験ができる。

- ・実施機関：日本ライフセービング協会
- ・実施主体：日本ライフセービング協会、指導員、都道府県協会及び加盟クラブ
- ・実施・開催頻度：通年
- ・実施・開催時期：通年
- ・実施・開催場所：全国約 100 ヶ所の講習会会場で約 10,000 件の修了証を発行

3. 資格認定講習会及びライフセービングサポーター講習会等の普及・促進に係る支援事業

地方開催での資格認定講習会（指導員養成、更新講習会含む）での指導員の実施に関わる旅費を支援する。また、ライフセービングサポーター講習会での実施諸経費を一部補助する。

- ・実施機関：日本ライフセービング協会
- ・実施主体：日本ライフセービング協会、指導員、都道府県協会及び加盟クラブ
- ・実施・開催頻度：通年
- ・実施・開催時期：通年
- ・実施・開催場所：全国約 200 の資格認定講習会会場及び  
全国約 100 ヶ所のサポーター講習会会場

◇ 事業費規模：「資格認定事業」 6.1 百万円

◇ その他対価収入の有無 なし

### < 3 > 安全・防災教育・環境保全事業

1. 安全・防災教育の普及・啓発に向けた教育支援活動

(1) 臨海教育へのライフセービング指導協力

臨海教育を通じて中学生に対する安全・防災教育を行う。

(2) 小中学校等へのライフセービング指導協力

各小中学校からの協力要請に応じて安全・防災教育を行う。また、海洋教育推進に向けた ICT 教育プログラムの開発と実践を行う。

(3) 学校教員への研修協力

教員を対象とした一次救命処置や水辺の事故防止等について研修会を行う。

- ・実施機関：日本ライフセービング協会
- ・実施主体：日本ライフセービング協会、指導員
- ・実施・開催頻度：6月～8月のうち約40日間
- ・実施・開催時期：6月～8月
- ・実施・開催場所：千葉県内臨海学園1ヶ所  
東京都内学校1ヶ所及び教員研修1ヶ所

## 2. 安全・防災教育の普及・啓発に向けた調査研究

### 防災力強化事業

防災教育の推進及び公的救助機関（海上保安庁、警察、消防）との連携について検証、調査する。また、地震発生後の津波に対する備えや対策について調査研究する。

- ・実施機関：日本ライフセービング協会
- ・実施主体：日本ライフセービング協会
- ・実施・開催頻度：通年
- ・実施・開催時期：通年
- ・実施・開催場所：東京都内

## 3. 安全・防災教育の普及・啓発に向けた教室・研修会の開催

### (1) ジュニアライフセービング教室の開催

全国の子どもを対象にジュニアライフセービング教室を開催し、「自分の命は自分で守る」等の安全・防災教育を実施する。

### (2) ジュニアライフセービング教室の開催に関する資器材等の配備支援

- ・対象：加盟クラブ
- ・内容：ニッパーボード、ジュニア教本、ジュニアキャップ等

### (3) 青少年に対する研修会

ライフセービングを担う人材を育成するために高校生や大学生を対象とした研修会や会議を実施する。

### (4) 「水辺の事故ゼロ」を目指し、より質の高い監視救助活動を行うことを目的に、溺水事故防止に関する事項、溺水事故の事例検証について情報共有する研修会やライフセーバー自身のスキルアップを目的とした研修会を実施する。

- ・実施機関：日本ライフセービング協会
- ・実施主体：日本ライフセービング協会
- ・実施・開催頻度：月1回
- ・実施・開催時期：通年
- ・実施・開催場所：東京都内

### (5) インフレーターレスキューボート（IRB）に関する消防向け教育カリキュラムの開発とIRBレスキュー技術に関する研修会等の開催

浮遊物が多い洪水や津波・高潮などの水災害において、より多くの要救助者を運搬する機材として優位であるインフレーターレスキューボート（IRB）に関し、全国の消防を対象にした教育カリキュラムの開発とIRBレスキュー技術に関する研修会等を開催し、ライフセーバーと全国消防が連携することで、より多くの救助が可能な体制の構築を図る。

- ・実施機関：日本ライフセービング協会
- ・実施主体：日本ライフセービング協会
- ・実施・開催頻度：月1回
- ・実施・開催時期：通年
- ・実施・開催場所：各都道府県協会、全国消防本部

#### 4. 環境保全活動

全国の水辺の清掃、また水辺を利用する一般市民に対して環境保全についての教育を行う。なお、以上の安全・防災教育・環境保全事業については、より多くの地域での普及を目指す観点から、都道府県協会や各加盟クラブが事業を実施する形態に順次移行し、本協会は管理監督のみを行っていく方針である。

- ・実施機関：日本ライフセービング協会
- ・実施主体：日本ライフセービング協会、都道府県協会及び加盟クラブ
- ・実施・開催頻度：7月～8月のうち約60日間
- ・実施・開催時期：7月～8月
- ・実施・開催場所：全国約200海水浴場

#### (助成及び協賛等について)

以下の事業は、日本財団助成申請事業である。

ジュニアライフセービング教室等の開催に関する資器材等の配備支援

- ・対象：都道府県協会及び加盟クラブ
- ・内容：ニッパード、ジュニア教本の資器材
- ・助成金申請額：4百万円

インフレーターレスキューボート(IRB)に関する消防向け教育カリキュラムの開発とIRBレスキュー技術に関する研修会等の開催

- ・対象：各地域消防局
- ・内容：資器材の取扱い、救助方法等
- ・助成金申請額：7百万円

- ◇ 事業費規模：「安全・防災教育・環境保全事業」 37.7百万円
- ◇ その他対価収入の有無 なし

### < 4 > 競技推進事業

#### ライフセービング競技会の開催

ライフセービング競技の目的は人命救助の向上にある。実際の現場での救助の際には瞬時に必要とされる行動をとれる技術の錬磨と基礎体力が必要であり、それには日頃の救助技術等の練習、訓練、体力づくりがその基礎となる。技術の向上、持久力や基礎体力の向上には他者との競い合いが最も近道であり、結果そこで仲間との連帯感の向上、技術の再確認等がなされる。そのことが人命救助へとつながるのである。競技種目はビーチ種目、スイム種目、ボード&サーフスキー種目、オーシャンマンレース等があり、その対象もジュニア(小学生)、ユース(中学生/高校生)学生、社会人など幅広い。

#### 1. 主催競技会の開催

年間を通じてプールや海水浴場等で競技大会を実施する。(全日本選手権、全日本プール競技選手権、全日本学生選手権、全日本学生プール競技選手権、全日本種目別選手権、全日本ジュニア競技会、全日本ユース選手権、全日本ジュニア/ユースプール競技選手権)

#### 2. 選手強化等事業

ライフセービング競技における競技者の競技力強化・育成事業を実施する。

- (1) 強化合宿、研修合宿等事業  
主に強化指定選手を中心に国内または海外での強化合宿等を実施し競技力向上を図る。
- (2) 国際競技会等への代表選手選定及び派遣事業  
主に強化指定選手を中心に国際競技会へ代表選手を派遣する。

#### 3. スポーツ教室等開催事業

小・中・高校生、学生及び一般を対象にライフセービングスポーツの楽しさと基礎的な技術の習得を通じて地域のライフセービングスポーツの普及・振興を図る。

#### 4. ドーピング防止活動推進事業

国内外のドーピング防止活動の動向を踏まえ、日本アンチ・ドーピング機構に加盟・連携し、ドーピング防止教育・啓発活動を実施する。

- ・実施機関：日本ライフセービング協会
- ・実施主体：日本ライフセービング協会
- ・実施・開催頻度：通年
- ・実施・開催時期：通年
- ・実施・開催場所：東京都、神奈川県、千葉県、静岡県内の海水浴場及びプール等

- ◇ 事業費規模：「競技推進事業」 128 百万円
- ◇ その他対価収入の有無 なし

## < 5 > 国際交流事業

### 国際会議及び関係諸国への派遣

本協会は国内唯一の国際ライフセービング連盟（ILS）への加盟団体として、その責務を果たす役割があり、これまでも様々な国際事業に積極的に取り組んできた。今後も水辺の事故ゼロに向け国際貢献するべくより一層の国際交流を深め、世界情勢を把握したうえで国際的な活動を推進していく。ILS 主催の総会や理事会、各種専門委員会や事業に本協会役員や委員を参加させネットワークの構築や情報収集を実施し、ILS の戦略プランの遂行に貢献する。

- ・実施機関：日本ライフセービング協会
- ・実施主体：日本ライフセービング協会
- ・実施・開催頻度：通年
- ・実施・開催時期：通年
- ・実施・開催場所（主な活動区域）：海外各国

- ◇ 事業費規模「国際交流事業」 1.1 百万円
- ◇ その他対価収入の有無 なし

## < 6 > 広報活動事業

### 1. パブリシティ活動

パブリシティによりマスメディアからの取材・報道を得て、本協会の事業を一般へ伝達し、社会的認知度を高める。

### 2. インターネット利活用による情報発信

公式ホームページや SNS を通じて本協会の理念や事業活動を情報発信し社会的認知度を高める。

### 3. 広報資料の作成

- ・実施機関：日本ライフセービング協会
- ・実施主体：日本ライフセービング協会
- ・実施・開催頻度：通年
- ・実施・開催時期：通年
- ・実施・開催場所：当法人事務内

- ◇ 事業費規模：「広報活動事業」 3.7 百万円
- ◇ その他対価収入の有無 なし



## < 7 > その他の事業

### 1. 関係諸団体との連携推進

本協会の理念や活動目的に賛同・協力する地方ブロック協会、都道府県協会や加盟クラブ、関連団体と積極的に連携し、外部団体や広く国民に対してライフセービングの普及・促進を図る。また、関係する官公庁や教育諸機関及びスポーツ諸団体等との積極的な連携も促進する。

### 2. 認定海水浴場認証事業

国際ライフセービング連盟のリスク評価指標及び本協会独自の指標に基づき海水浴場の安全性を総合的に評価し認証する「認定海水浴場認証事業」を行う。

- ・実施機関：日本ライフセービング協会
- ・実施主体：日本ライフセービング協会
- ・実施・開催頻度：通年
- ・実施・開催時期：通年
- ・実施・開催場所（主な活動区域）：東京都及び全国の会議場。全国の海水浴場

◇ 事業費規模：「その他の事業」 1.6 百万円

◇ その他対価収入の有無 なし

## 【その他の事業】

### （事業実施の背景）

人名救助、水辺の事故の減少・防止のためにはライフセービングの普及と同じく実際に人命救助を行うライフセーバーの存在が不可欠であるが、日本国内ではその数がまだまだ不足している。このような現状では、水辺の事故を防止することも、人命を救助することも困難となる。そこで、当事業では主に海、プール等で活動する認定ライフセーバーを養成する講習を開催し、正しい知識と技術をもったライフセーバーとしてその資格を認定する。認定された者は「認定ライフセーバー」等の名称を使用し、活動することができる。

### （事業の目的）

全国の水辺の事故防止、事故の減少、人命救助、水辺の安全利用の促進を図るため、認定ライフセーバー等の養成を行う。

### （事業の内容）

以下のコース別の資格認定講習会、研修会は「JLAアカデミー」と称する教育機関が実施する。JLAアカデミーは、本協会が有する水辺の事故防止や人命救助に関する専門的・総合的な技術や技能、知識等を身に付けるための機会を広く社会に提供することを目的としている。また、その目的を達成するため体系的な資格認定プログラムを有している。

## < 1 > 認定ライフセーバー養成のための資格認定事業

### 1. 認定ライフセーバー資格認定

資格認定は大きく以下のコースに分類されている。

- (1) サーフライフセービングコース
- (2) プールライフガーディングコース
- (3) \*IRB コース \*Inflatable Rescue Boat・・・救助用ボートの意
- (4) ジュニアエデュケーションコース
- (5) \*RWC コース \*Rescue Water Craft・・・救助用水上バイクの意

さらに最上位資格として下記の資格がある。

- (6) アシスタントインストラクター・インストラクター(指導員)

すべての事業に共通して、

- ウォーターセーフティ及びBLS（CPR+AED）コースの受講が完了し、両者の資格を保有していなければその上位資格である上記各コースの資格を取得することはできない。以下、ウォーターセーフティ及びBLSの資格を「基礎資格」とする。
- 15歳以上でなければ資格を取得できない。

- (1) サーフライフセービングコース  
基礎資格を有した上で、取得できる資格は、ベーシックサーフライフセーバー及びアドバンスサーフライフセーバー資格である。
- (2) プールライフガーディングコース  
基礎資格を有した上で、取得できる資格は、プールライフガード及びアドバンスプールライフガード資格である。
- (3) IRB コース  
基礎資格及びベーシックサーフライフセーバーの資格を有した上で、取得できる資格は、IRBクルー及びIRBドライバー資格である。
- (4) ジュニアエデュケーションコース  
基礎資格及びベーシックサーフライフセーバー又はプールライフガードの資格を有した上で、取得できる資格は、リーダー資格である。
- (5) RWC コース  
基礎資格及びベーシックサーフライフセーバーもしくはアドバンスサーフライフセーバー資格を有した上で、取得できる資格はRWCクルー資格及びRWC資格である。
- (6) アシスタントインストラクター・インストラクター資格（指導員資格について）  
最上位資格として以下の各指導員資格を取得できる。
  - BLS アシスタントインストラクター
  - BLS インストラクター
  - ウォーターセーフティアシスタントインストラクター
  - ウォーターセーフティインストラクター
  - サーフライフセービングアシスタントインストラクター
  - サーフライフセービングインストラクター
  - プールライフガーディングアシスタントインストラクター
  - プールライフガーディングインストラクター
  - IRBアシスタントインストラクター
  - IRBインストラクター
  - ジュニアライフセービングアシスタントインストラクター
  - ジュニアライフセービングインストラクター
  - RWC アシスタントインストラクター
  - RWC インストラクター
 これらの資格は共通して各コースの下位資格を取得した上で実務経験等の条件を満たした者が取得できるものである。

## 2. 認定審判員資格認定及び審判員研修会の開催

ライフセービング競技会等で審判を行うための講習会を開催し、C級審判員の資格を認定する。さらに審判員に対する研修会を実施する。  
審判員の認定については、認定審判員規程に従いこれを認定する。その他、上級審判としてS、A、B級審判員を定めている。

### ○ 指導員資格：「更新」認定基準

- (1) 公益財団法人日本ライフセービング協会認定の指導員資格を有すること。
- (2) 水辺の事故防止及び救命等を目的に行われる資格講習会等を通じて、公益財団法人日本ライフセービング協会が同等認定として認める専門的知識及び技術を満たす資格を有すること。

### ○ その他の資格及び審判員資格：「更新」認定基準

- (1) 公益財団法人日本ライフセービング協会認定の資格を有すること。
- (2) 水辺の事故防止及び救命等を目的に行われる資格講習会等を通じて、公益財団法人日本ライフセービング協会が同等認定として認める専門的知識及び技術を満たす資格を有すること。

(以上)